

(別紙)

| 番号 シーン名 | 被告反論 2 への追加反論(原告主張) | 証拠 |
|---------------------------|---|--------------------|
| 01 「導入/ タイトル」 | 摘示事実は、真実でないことが明らかである。 | |
| 02 「アバタン 村民男性 ①」 | 摘示事実は、真実でないことが明らかである。 | |
| 03 「新方式 の紹介」 | 摘示事実は、真実でないことが明らかである。 | |
| 04 「ワンワン 村での会 合」 | 摘示事実は真実でないことが明らかである。 厚生労働省の検証報告(23.10.05)からも不真実性が明らか。 本件番組では「100体近くの遺骨が村周辺の墓から持ち去られた」と放送されていたが、NCIPによるとイフガオ州では盗難の被害届は出ておらず、また、ワンワン村村長によると、盗骨被害は、4~5体であるとのこと。(甲15) NCIPや警察への調査などから、盗骨事件と事業とを関連付ける具体的な証言等は確認されなかった。(甲15、甲16) | 甲 15 、 16 |
| 05 「アバタン 村民男性 ②」 | 摘示事実は真実でないことが明らかである。 | |
| 06 「アバタン 村長」 | 摘示事実は真実でないことが明らかである。 厚生労働省の検証報告(23.10.05)からも不真実性が明らか。 アバタン村村長によると、宣誓供述書への村長の署名は、遺骨の発見場所等を確認の上、行っている。 | 甲 15 、 16 |
| 07 「フィルム 学芸員」 | 摘示事実は真実でないことが明らかである。 厚生労働省の検証報告(23.10.05)からも不真実性が明らか。 フィリピン国立博物館の学芸員(フィルム氏)は、宣誓供述書を確認した上で、遺骨の男女、子ども等を区別し、旧日本兵の遺骨を選別している。 | 甲 15 、 16 |

| 番号 シーン名 | 被告反論 2 への追加反論(原告主張) | 証拠 |
|---------------------------------|--|----------------|
| 08 「まとめ/結論」 | <p>摘示事実は真実でないことが明らかである。</p> <p>厚生労働省の検証報告（23. 10. 05）からも不真実性が明らか。</p> <p>盗難遺骨事件との関連は確認されなかった。宣誓供述書の内容が虚偽であることは確認されなかった。鑑定人の鑑定は厚生労働省職員が立ち会いの下で行われ、フィリピン国立博物館の証明書が発行されている。</p> | 甲 15、 16 |
| 09 「原告インタビュー」及び「厚生労働省での鎌田発言」 | <p>摘示事実は真実でないことが明らかである。</p> | |

| 番号 シーン名 | 被告反論 2 への追加反論(原告主張) | 証拠 |
|-----------------|---|----------------|
| 総合 番組全体の適示事実 | <p>摘示事実は真実でないことが明らかである。</p> <p>厚生労働省の検証報告（23. 10. 05）からも不真実性が明らか。</p> <p>被告は、本件番組中で「フィリピンで遺骨収集事業を進める空援隊」「国から全面委託されて活動」「委託を受けた空援隊は、それまでとは全く違う方法を取り入れた」「空援隊がいう宣誓供述書」「いわば民間に丸投げするという今のやり方」等、原告が遺骨収集事業の主体と受け取れるような形で原告名を随所に放送し、原告が遺骨帰還事業の主体であると、視聴者に誤解を与えたが、</p> <p>原告の遺骨情報収集事業は、委託元である厚生労働省の承認、及び、監督・指導の下に行われていたものであり、かつ、遺骨帰還事業については、フィリピン政府承認の下、日本政府が行っていたことが明白である。加えて、今回の検証結果では、盗難遺骨との関連性は認められず、遺骨の鑑定は厚生労働省職員が立ち会いの下で行われ、原告が事業受託後に日本に帰還した遺骨については、全てフィリピン国立博物館の証明書が発行されている。</p> | 甲 15、 16 |